

東京久留米園（くるめ園）年譜

東京久留米園（くるめ園）年表

- 昭和35年 1960年
- ・12月18日、東京都北多摩郡久留米町前沢の地に無認可で重度障害者の生活の場（後の東京久留米園）が発足する。
 - ・田中寿美子園長一家と4人の障害者で正月を越す。
- 昭和36年 1961年
- ・社会福祉法人認可申請
 - ・経済的基盤は田中豊氏の給料と障害者の生活保護法による生活扶助費
 - ・毎月、数名ずつ入所者が入る。
 - ・介護する者と介護される者が2人部屋生活を開始する。
 - ・和田医師によるギブス矯正、平行棒等一部肢体不自由者の機能訓練始まる。
 - ・6月より食事代施設持ちで、職員一律月2,000円の俸給が出る。夜間介護を含む24時間拘束。
 - ・梶大介氏来園。法人認可はとらない方が良いとの助言あり。
 - ・一年経っても電話がなく、下水なく吸い込みを掘って対応する。
 - ・暖房は食堂のだるま石炭ストーブと各利用者に夕方豆炭あんかが入れられた。
- 昭和37年 1962年
- ・社会福祉法人認可申請に対し、「あなた方が対象とする重度障害者は都には多くない」との主張だったが、常時25名から28名の現員となる。
 - ・救護施設の最低基準の改正により、定員30名以上が50名以上となる。
 - ・50名定員と木造から耐火構造にすることを条件として、10月6日に社会福祉法人認可（厚生省東社第370号）を受け、10月23日設立登記完了。11月17日第一種社会福祉事業・救護施設東京久留米園（生活保護法第41条第3項の規定により）の認可が下りる。
 - ・法人名 まりも会 施設名 東京久留米園
理事長 山田進弘 施設長 田中寿美子
 - ・大学協会ボランティア同好会が組織的・定期的に来園する。
 - ・西村英一厚生大臣視察。東京久留米園として重度障害者の実態を訴える。

- 昭和38年
1963年
- ・施設認可の祝賀会を開催。
 - ・6月より職員一律月8,000円俸給、食事代の3,000円自己負担となる。
 - ・入所者組織として「園生会」が誕生する。
 - ・入所定員50名。現員27名～28名。
 - ・初めての2泊3日旅行開始。千葉県富津海岸へ海水浴。
 - ・各居室に家庭用石油ストーブが入り出す。
 - ・「久留米園賛助会」がボランティアの協力により発足する。
- 昭和39年
1964年
- ・給与を引き上げるか人員増員をするかとの理事者より職員集団に問題提起あり。職員集団は人員増をとる。
 - ・近隣の個人・グループのボランティア定期化（清掃、歌の会、読書会が定期的に行われる）。
 - ・財政の窮状を訴えてきたところ、ようやく東久留米町より法人に助成金が出るようになる。
 - ・法人と職員からの人件費の持出しによって2名の基準外職員を雇用する。
- 昭和40年
1965年
- ・鉄筋ブロック居室棟増設。入所定員50名、現員48名となる。1部屋5人で、4部屋・20人分増設したが、車椅子の生活に狭く、内2部屋が4人部屋となる。
 - ・重度知的障害者の入所を園生会が拒否、全員会議を数回開催し、最終的に受け入れることとなる。この時の議論が後に最重度者こそ手厚い援助を受けるとの主張になり、重症心身障害者のK氏が一人部屋を使えることとなる。
 - ・1職員、起床介護時T園生を骨折させてしまう。園生会等で問題となったが、最終的に園生会の中で1園生が「人の過ちを私たちは許せないものなのか」との発言で、多数の園生は許すとして終息した。
 - ・「久留米園賛助会」、「まりも通信」創刊号発行。
 - ・都・国に職員配置特別基準の必要性を訴える。
 - ・法人・職員の持出しによる3名の基準外職員を雇用。
 - ・職員が近隣のアパートに引っ越し、職住分離となる。アパートは施設が借り上げであったが、4畳半に2人が原則であった。
- 昭和41年
1966年
- ・入所者自治会結成。園生会は発展的解消。
 - ・腰痛問題深刻化。現場職員全員がコルセットを持つ。
 - ・調理員、まだ夜勤のローテーション入りから解放ならず。
 - ・作業室兼集会室、洗濯室を増設。
 - ・身体障害者手帳1級同士のカップル誕生、結婚のため退園。親と福

祉事務所ケースワーカーの反対を園が責任を持つということで説得した。アパート探しにも困難を伴った。

- 昭和42年
1967年
- ・日本社会福祉労働組合東京支部久留米分会結成。
 - ・法人・職員により基準外職員5名を雇用する。
 - ・事務員が介護業務をせず事務業務に専念できるようになる。
 - ・園長、男子寮母（同性介護）を雇用することを提案するも、園生の一部より反対が出て、全員集会となる。その結果、園長提案が入れられる。
 - ・中棟（管理棟）鉄筋コンクリート改築完成。
 - ・夜勤が寮母職だけでローテーションを組み実施される。
- 昭和43年
1968年
- ・木造部分全棟鉄筋コンクリート化改築なる。（トイレすべて水洗、浄化槽）
 - ・集会室、洗濯室を除く全棟がダクト暖房となる。各部屋の石油ストーブ解消。
 - ・法人・職員持出しによる6名の基準外職員の雇用。
 - ・日本社会福祉労働組合東京支部久留米分会公然化
 - ・退職共済制度、社会保険制度に加入する。
 - ・社会福祉普及協会主催の第1回お笑いチャリティ落語が新宿厚生年金会館で開催される。
- 昭和44年
1969年
- ・夜勤ローテーション職員の半数が流感にかかり、労働組合は介護度の高い4人の園生を指名し一時帰宅を要請。園生自治会は自宅に戻れないからここに入所しているのだと反発。議論の結果園長が夜勤入りすることで帰宅解消。テレビに劣悪な社会福祉状況として放映される。
 - ・東京都より特別基準（都加算）で寮母3名増員が始めて認められる。
 - ・園生自治会、久留米分会と共に中央メーデーに参加しデモ行進をする。車椅子でのメーデー参加が珍しく、新聞記事やテレビニュースで報じられる。
- 昭和45年
1970年
- ・厚生省、特別基準寮母1名を始めて認める。
 - ・一級障害者同士のカップルが誕生。結婚のため園内に夫婦部屋が誕生する。
 - ・北多摩郡久留米町から東久留米市と市政になる。
 - ・ルポタージュ「『食わして寝かせる』救護施設かーこの人間的要求をどうする？」（社会福祉研究第7号、鉄道弘済会）で取り上げられる。

- 昭和46年
1971年
- ・人権侵害があったとして園生自治会が4人の職員を指名、この職員からの介護を拒否する。これは職業倫理と介護を人権問題として捉えたとして福祉労働界に波紋を呼び、「過渡期の社会福祉状況」（高沢武司著 ミネルヴァ書房）及びテレビで取り上げられる。
 - ・上記職員4名、3カ月後退職。
 - ・厚生省特別基準1名から5名を認める。
 - ・「重度障害者はいかに生きるか」の小冊子を発行。
 - ・園生Y氏、一時退園の形をとり、自費にてオーストラリアに3カ月間海外福祉研修旅行に出かける。
- 昭和47年
1972年
- ・国特別基準（職員配置）5名から6名を認める。
 - ・栄養士、都加算により配置される。国基準は定員80名以上。
 - ・最重度障害者（常時要介護者）が身体障害者福祉法の中で対象となり、療護施設が設置される。
 - ・都立民営の療護施設作りについて都知事に要請書提出。民生局長とまりも会理事会が会談。
- 昭和48年
1973年
- ・第1回「東京久留米園支援バザー」がひばりヶ丘団地南・北集会所で開催される。東京久留米園の借入金返済財源として「久留米園賛助会」「お笑いチャリティフェスティバル」「地域バザー」は三本柱となって現在に至っている。
 - ・オイルショックで工事中断するも北棟2階に会議室、職員休憩室兼宿泊室の増築が完成する。
 - ・都特別基準（都加算）寮母3名から4名を認める。
 - ・事務員、都加算により2名配置が認められる。
 - ・指導員、都加算により2名配置が認められる。
 - ・田中豊氏を囲んで園生有志による学習会が毎週一回開かれる。
- 昭和49年
1974年
- ・法人まりも会は、東京都立清瀬療護園のまりも会委託運営を東京都に要望する（東京久留米園の生活環境改善のため）。
 - ・上記、自治労は「民間委託は安上がり政策になる」と反対。
 - ・日社労組東京支部は検討、久留米園分会は委託を協力に進める方針を出す。
 - ・園生自治会は、委託問題を積極的に支持する。
 - ・国特別基準6名から7名を認める。都特別基準4名から10名を認める。50名定員救護施設の寮母の最低基準配置8名から12名となる。
 - ・ボランティア代表者会議が開催される。
 - ・第2回地域バザーが2会場では不合理が多いとのことから小学校の

体育館を借り開催される。

- 昭和50年
1975年
- ・日社労組東京支部は安上がり政策にさせないことを前提に療護施設民営化を支持表明する。
 - ・園生自治会と久留米園分会は、重度障害者の生命の安全と人間らしい生活を求めるとして、東京都福祉局障害福祉部長に会見し、清瀬療護園のまりも会委託を要請する。
 - ・都立療護施設民営化について、法人まりも会、久留米園園生自治会、日社労組東京支部、自治労東京都民生局支部、4者会議が開催される。自治労東京都民生局支部だけが民営化に消極的反対で、3者は民営化を希望。
 - ・第1種社会福祉事業、東京都立清瀬療護園、社会福祉法人まりも会に委託決定（身体障害者福祉法第30条の規定による身体障害者療護施設）。
 - ・陶芸小屋ができる。
- 昭和51年
1976年
- ・東京久留米園より清瀬療護園へ18名の園生と異動希望職員が移籍する。
 - ・少数運営を施行。入所者30名で実施するも数か月で12月の職員ボーナス分割払となり、施設の小規模化の夢敗れる。
 - ・居室に隣接し2階建てのアパートが建ち、「太陽をかえせ」の運動を展開する。
 - ・土地代として始めて都より貸付けがなり、土地を購入してアパートを撤去する。
- 昭和52年
1977年
- ・園生のM氏が、学校教育を受けたいと東久留米市教育委員会に要望運動を起こす。
- 昭和53年
1978年
- ・無認可 川口市立しらゆりの家（身体障害者福祉法による身体障害者療護施設）を法人まりも会、川口市より運営委託。
 - ・無認可 のびろ荘（身体障害者宿舎）、第1種社会福祉事業のびろ作業所（社会福祉事業法第57条1項による社会事業授産）設置運営。
- 昭和54年
1979年
- ・入所施設の栄養士の配置基準が改定され、入所定員80名以上から40名以上となり、国基準となる。
- 昭和55年
1980年
- ・

- 昭和56年 1981年 ・国際障害者年
- 昭和57年 1982年 ・東京都地域活動育成事業による映画「車イスの道」制作開始。重度脳性麻痺者の生活を追いながら、救護施設と障害者の問題を提起すると共に地域との関係を考える。
- 昭和58年 1983年 ・ドキュメンタリー映画「車イスの道」完成。
・山田理事長に代わり、田島理事長が就任
・清瀬療護園にアメリカの自立生活（I・L）運動家を招いて「3.26 障害者自立生活東京セミナー」が開かれ、東京久留米園からも園生・職員多数が参加した。
- 昭和59年 1984年 ・老朽化した東京久留米園の移転先候補地を探しはじめる。
・瑞穂市に決まりかけるが、地域のボランティア団体等より、地域での「福祉の教室」という貴重な財産が無くなるので、東久留米市内で建替えるよう要望があり断念する。
・地域のボランティア団体等、東久留米市への陳情や、隣接の銀行の土地を分けてもらうための運動として、一口預金運動等を展開する。
・3大新聞が住民の施設建設反対は良く耳にするが、施設をなくさないでというのは珍しいと報道。
- 昭和60年 1985年 ・田無市谷戸公民館において、園生自治会主催、久留米園分会共催による施設建替えシンポジウムを開催。ボランティア団体代表や地域住民多数が参加。
- 昭和61年 1986年 ・第1種社会福祉事業 東村山市身体障害者通所授産施設の運営を東村山市より受託。
・無認可 東村山市身体障害者生活訓練室の運営を東村山市より受託。
- 昭和62年 1987年 ・小平市上水南町に「くるめ園」の建設始まる。
・「救護施設」がミネルヴァ書房より発行される（一番ヶ瀬康子、太田貞司、緒方力、田中寿美子共著）。
- 昭和63年 1988年 ・東久留米市から小平市に移転する。
・「東京久留米園」から「くるめ園」に名称変更
・第1種社会福祉事業 特別養護老人ホーム「まりも園」を設置運営（老人福祉法第15条第3項の規定に基づき認可を受ける）
・第2種社会福祉事業 高齢者在宅老人サービスセンター設置運営（

老人福祉法第5条第3項の規定に基づき認可を受ける)

- ・園、自治会、組合の三者の取組みにより都加算として「特別介助員」1名が新たに配置される。
- ・施設だより「出会い」創刊

平成 元年
1989年

- ・小平市に移転して始めてバザーを開く。東久留米市のボランティアが数多く協力にかけつける。
- ・都加算により指導員3名になる。

平成 2年
1990年

- ・小平社協及び小平団地自治会の支援で地元のボランティアによる活動、年々徐々に拡大する。

平成 4年
1992年

- ・「最重度者保護事業」（都加算）により寮母2名が新たに配置される。

平成 5年
1993年

- ・第1種社会福祉事業 身体障害者通所授産施設・小金井市障害者福祉センターの運営を小金井市より受託
- ・第2種社会福祉事業 身体障害者福祉センターB型・小金井市障害者福祉センターの運営を小金井市より受託

平成 7年
1995年

- ・1978年より運営委託してきた川口市立しらゆりの家を川口市に返還する。

平成 8年
1996年

- ・5月20日、まりも会理事、くるめ園園長 田中寿美子逝去

平成 9年
1997年

- ・第2代 くるめ園園長 石井司就任
- ・法人運営の理念をめぐって「まりも会」代表者職務停止仮処分及び裁判が起こる。くるめ園、園生・職員は重大な関心を持って見守る。

平成10年
1998年

- ・3月31日、田中豊氏逝去

平成11年
1999年

- ・救護施設入所者の障害の重度化及び高齢化の進行に伴う疾病の多様化という実態により「看護婦加算」という形で国基準の看護婦の職員配置が1名から2名となる（平成11年度より50名定員の救護施設も対象となる）

平成12年

- ・これまでの都加算・援護費制度及び公私格差是正制度が見直しとな

- 2000年 り、新たに「民間社会福祉施設サービス推進費補助」制度が立ち上げとなった。この新制度の実施に伴い年間3200万円余の補助金が削減となる。
- ・国基準に「救護施設寮母加算」制度が新たに実施される。この寮母加算により2名が増配置となる予定であったが、加算分については東京都が「取り込む」こととなり、実際上の職員配置に変更をもたらすことはなかった。
 - ・高齢者分野における「介護保険制度」が立ち上げとなる。
 - ・福祉関連八法の改正により、社会福祉事業法が「社会福祉法」に改められ、救護施設の規定（生活保護法第38条2項）より「欠陥」・「収容」の文言が削除される。
- 平成13年 ・「シリーズ福祉に生きる 45巻 田中豊／田中寿美子」川村邦彦
2001年 石井司 大空社を発売（11月）
- ・「まりも会ビル」の大規模修繕を実施
- 平成14年 ・長い歴史を有した園生自治会が「後継者難」を理由に解散宣言を発
2002年 する（7月）。
- ・福祉サービス第三者評価事業を試行実施する。
- 平成15年 ・障害者関係分野における利用契約制度としての「支援費制度」が立
2003年 ち上げとなる（平成16年度より）。
- ・社会保障審議会福祉部会内に「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が設置される。
 - ・年金と同様、生活保護基準に「物価スライド制」が導入されたほか、「高齢加算」については段階的廃止が決定される。
- 平成16年 ・「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助」制度が再構築となり、
2004年 利用者一人当たりの基本単価と努力・実績加算項目の考え方が導入された。再構築に伴い、5年後の本則適用段階での都補助金が1,000万円ほど減額となることが想定される。
- ・最低基準の改正により「寮母」の名称が「介護職員」に改められる。
 - ・生活保護制度の改正が行われる。
 - ・福祉サービス第三者評価事業を実施する。
 - ・社会保障審議会福祉部会「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」報告書が公表される（12月）。
- 平成17年 ・「東京都経営改革等支援事業」の活用により、3カ年事業としての経
2005年 営・運営の抜本的改革に着手する（ビジネスコンサルタントの導入）。

- 平成18年 2006年
- ・障害者自立支援法が施行される（4月施行、10月完全実施）。
 - ・第3代 くるめ園園長 小室謙二就任（9月）
- 平成19年 2007年
- ・暴力事件発覚（5月）
 - ・法人レベルでの「調査委員会」設置
 - ・「調査委員会報告書」並びに「改善報告書」の提出（都）
 - ・理事会決定により当該職員を諭旨免職に処す。
- 平成20年 2008年
- ・アメリカの大手証券会社リーマンブラザーズが破綻し、リーマンショックとして、世界的な金融・経済危機が起こる。日本でも派遣社員が大勢解雇され、職や住居を失った人達に対し、国と東京都が公設派遣村を開設し支援を行う。
- 平成21年 2009年
- ・第4代 くるめ園園長 渡邊孝臣就任（7月）
 - ・民主党政権が成立、障害者自立支援法を見直し、平成25年度に新法を制定する事を公約する。
 - ・新型の豚インフルエンザが世界的に猛威を振るう。くるめ園の利用者、職員は、ワクチンの接種が受けられ、感染を防ぐ事ができる。
- 平成22年 2010年
- ・身体・知的・精神の3障害をもつ利用者の支援方法について、外部の機関である、東京都多摩総合精神保健福祉センター、東京都心身障害者福祉センターの専門職の方を含めて、くるめ園で事例検討会を開催する。
- 平成23年 2011年
- ・石井司理事長に代わり、森川英一理事長が就任する。
 - ・東日本大震災発生、東京で震度5強の地震が起きる。利用者、職員に被害はなかったが、まりも会ビルの外壁が破損し、東京都の補助で補修を行う。
 - ・震災による原発事故のため、東京電力が計画停電を実施、まりも会ビルの地域は、4回の停電が行われる。
 - ・精神障害者が7割以上入所している救護施設に対し、国基準で、精神保健福祉士が配置される。くるめ園は配置の対象から外れる。
 - ・生活保護受給者が207万人を超え、現行制度下で最大となる。
- 平成24年 2012年
- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定される。これにより、保護施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県が条例で定める事となる。
 - ・くるめ園が、救護施設として法人認可を得て発足し50周年を迎える。